

○飯塚市チャレンジプロジェクト補助金交付要綱

平成25年3月27日

飯塚市告示第59号

飯塚市チャレンジプロジェクト補助金交付要綱(平成18年飯塚市告示第124号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の大学と地域との交流を推進し、地域振興及び人材育成を図るため、大学生が独創的、革新的なアイデアで行う事業に対し、補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当し、市長が認めるものとする。

(1) 市内の大学に在学する学生で構成する団体。ただし、教員の推薦を受けた者に限る。

(2) 市内の大学に在学する学生及び教員で構成する団体

(補助対象期間)

第3条 補助の対象とする期間は、交付決定を行った年度に属する12月31日までとする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市の活性化に資する事業

(2) 社会貢献事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げるものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、10万円を限度として予算の範囲内で市長が定める。

2 前項の場合において、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 経費の積算根拠となる書類の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(意見の聴取)

第8条 市長は、補助金の交付の可否にあたっては、必要に応じて学識経験者の意見を聴くことができる。

(補助金の変更等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次に掲げる事由が生じるときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助事業の目的達成に資するものと考えられるとき。

イ 補助事業の目的及び事業に関係がない事業計画の細部の変更であるとき。

(2) 補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業期間が満了したときは、その日から起算して30日を経過した日までに補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

経費区分	内 容
旅費	団体の活動に伴う団体員の移動又は専門家の招聘等に係る交通費として支払われる経費
通信運搬費	郵便代、運搬代等として支払われる経費
備品購入費	機材等の備品購入費として支払われる経費
消耗品費	文具、封筒、紙等の消耗品費として支払われる経費
印刷製本費	チラシ、パンフレット、ポスター等の印刷製本費として支払われる経費
賃借料	会場使用料等の賃借料として支払われる経費
謝金	専門的知識を有する専門家に依頼し、講演または指導等を受けた場合に謝礼として支払われる経費
図書購入費	書籍等の図書購入費として支払われる経費
その他の経費	上記に該当しない経費のうち、事業の実施に必要と市長が認める経費